●香川県告示第14号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第２項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和８年１月23日から同年２月12日まで一般の縦覧に供する。

令和８年１月23日

香川県知事　池　田　豊　人

１　道路の種類　県道（一般）

２　路　線　名　北風戸積浦線（２５６号）

３　道路の区域

区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　　　考
香川郡直島町字京ノ山3395番１地先から 香川郡直島町字立石3435番１地先まで	8.9～13.3	97	令和２年５月８日付け香川県告示第１５４号で変更した区域の一部

４　供用開始の期日　令和８年１月23日